

お客様各位

2019年3月7日

ひろぎん証券株式会社
ネットセンター

信用取引の手数料ルールの改定について

平素はひろぎん証券ネットセンターをご愛顧賜りありがとうございます。
2019年4月1日(月)より、インターネット信用取引における手数料の取扱いについて下記の通り改定いたします。

これまで信用取引の決済期日漏れの反対売買並びに、追加保証金発生時に追証が解消されない場合、当社が任意で行う反対売買の手数料(強制決済時の手数料)についてはインターネット取引手数料を適用しておりましたが、2019年4月1日(月)よりオペレーター経由手数料を適用いたします。

また、決済等により不足金が発生し入金期限までに預り金又は現金保証金で充当できない場合(立替金の発生)に、当社が任意で行う代用有価証券の売却の手数料についても同様にオペレーター経由手数料を適用いたします。

記

1.改定日
2019年4月1日(月)

2.改定となる手数料
インターネット信用取引における強制決済時の手数料

	改定後	改定前
強制決済時の手数料	オペレーター経由手数料	インターネット取引手数料

<本件に関するお問い合わせ先>
ネットセンター:0120-523-814

以上